

平成30年度 再評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

平成30(2018)年6月

松蔭大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 基準項目ごとの自己評価	6
基準 2 学修と教授	
2-1 学生の受入れ	6
3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ	31
IV. エビデンス集一覧	36
エビデンス集（データ編）一覧	36
エビデンス集（資料編）一覧	36
エビデンス集（資料・補足編）一覧	37

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

松蔭学園は、昭和 16(1941)年、松浦昇平により「松蔭学園」として創立され、「松蔭女学校」を開設して以来、幼稚園・中学校・高等学校・短期大学・女子大学そして大学・大学院と増設を重ねてきたが、常に「松蔭」の名称を付してきた。このことは、学園創立者が吉田松蔭の教育理念・教育成果に深い感銘と影響を受け、人造りに強い信念と情熱を傾注させていたこと、後継者もその意思を継承し続けている。

現在、本学が「知行合一」を校是として掲げているのは、この精神を具体的に表明したものである。すなわち、寄附行為第 3 条には、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、”知行合一”を校是として、社会に有能な人材を育成することを目的とする」と規定している。

2. 大学の基本理念

本学では、「知行合一」とは、学んで得た知識を行動に生かし、実践することでさらにその知識を体得していくことであると考えている。すなわち、本学の建学の精神は、「知ることと「行う」ことが表裏一体になった生きた学問を実践することを意味する。

3. 大学の使命・目的

本学は、学則第 1 条に「広く教養と専門性を養うと共に、社会で活躍するために重要な「ホスピタリティ（他者を思いやる心）」を基盤とした人間形成を図り、良き社会人として心身共に健全な人材の育成」とあるように、教育目的を定めている。これは、単に知識を伝授・伝達するというものではなく、学ぶことにより「志」（人生目標）を形成し、その「志」を実現する強い実践力を養うと共に、実践にあたって「ホスピタリティ」を持った人間の育成を意図している。

以上の建学の精神及び教育目的に基づき、本学の教育目標は、「学ぶことによって人間性を磨き、他者を思いやる心を育て、知識を実践でいかすことのできる人材育成」である。本学が育成を目指す人間像は、以下の三つである。

(1) 吉田松蔭が提唱した「志」を持った人間の育成

「志」とは、自立した社会の一員としての自覚と社会的な責任感・使命感に裏打ちされたもので、各人が確立した人生目標を達成しようとする熱意と意欲である。

(2) 「志」を実現するための実践力を持った人間の育成

知識に基づいて育まれた判断力及び実践力は、健全な社会人にとって必要である。「志」を実現するために、教養と共に専門性のある知識に裏打ちされた行動ができる人間を育成する。

(3) 「ホスピタリティ」のある人間の育成

人類の平和的、持続的発展のために、自己の確立を目指すだけでなく、ホスピタリティの心を持って社会で共生できる人間を養う。その実現のために本学ではホスピタリティを

心得た社会人を育成する。

なお、本学では、平成 27(2015)年 4 月から学園の教育基盤「ホスピタリティ」のある人間の育成を図るため、人間に対する総合的な理解に基づき、健康の回復とその維持増進に係る看護に関する専門の学術を研究し、看護職者として必要な幅広い専門的知識と優れた技術、人々の健康な生活に貢献できる創造性及び高い倫理観と豊かな人間性を兼ね備えた人材を養成することを目的として、看護学部看護学科を設置した。

さらに、「知行合一」という建学の精神・理念に基づき、激動する現代社会の中で、少子高齢化が進行する現在、子育てや次世代育成支援にかかわる地域社会の新たな人材養成ニーズ（幼稚園教諭、保育士）に対応するための教育研究を推進し、その発展に貢献することを目的とした学科として「子ども学科」を平成 29（2017）年に設置した。

4. 大学の個性・特色等

本学は「知行合一とホスピタリティを基盤として、経営文化・コミュニケーション文化・観光文化・看護を理解し実践できる人材の育成」を目指し、建学の精神、大学の使命・目的を具現化するために、実学を重視し、さらにそれを発展させることを目標としている。本学の特色として、次の二つがある。

(1) 実学重視の教育

建学の精神、大学の使命・目的に従って、よき社会人に必要な基礎知識やスキルを基礎ゼミ等で身につけさせると共に、「専門科目」では実業界で活躍した経験豊かな多くの教員から実践での判断力を学ぶ。

(2) 「志」を育てる個別指導と少人数教育

入学段階から学生一人ひとりに目標設定とその実践を指導し、その結果をフォローする体制をとり、小規模大学のメリットを生かした少人数教育によって学習効果を確認しながら授業を展開している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 16(1941)年 4 月	松蔭学園・松蔭女学校創立
昭和 23(1948)年 4 月	松蔭中学・高等学校と改称
昭和 23(1948)年 4 月	松蔭幼稚園開園
昭和 24(1949)年 4 月	松蔭女子専門学院開校
昭和 60(1985)年 4 月	松蔭女子短期大学開学 英語科・経営科設置
平成 12(2000)年 4 月	松蔭女子大学開学経営文化学部・ビジネスマネジメント学科・ 異文化コミュニケーション学科設置
平成 13(2001)年 3 月	松蔭女子短期大学廃止
平成 16(2004)年 4 月	松蔭大学に名称変更 更男女共学 経営文化学部・ビジネスマネジメント学科 異文化コミュニケーション学部・異文化コミュニケーション学科 設置
平成 18(2006)年 4 月	松蔭大学大学院開設 経営管理研究科・経営管理専攻（修士課程）設置
平成 21(2009)年 4 月	松蔭大学観光文化学部・観光文化学科設置 厚木ステーションキャンパス開設
平成 24(2012)年 4 月	異文化コミュニケーション学部をコミュニケーション文化学部 に名称変更 経営文化学部・経営法学科設置コミュニケーション文化学部・ 生活心理学科設置
平成 25(2013)年 4 月	経営文化学部・金融経済学科設置 コミュニケーション文化学部・日本文化コミュニケーション学科 設置
	観光文化学部を観光メディア文化学部 に名称変更 観光メディア文化学部・メディア情報文化学科設置
平成 27(2015)年 4 月	看護学部・看護学科設置
平成 29(2017)年 4 月	コミュニケーション文化学部・子ども学科設置

2. 本学の現況

◇大学院名：松蔭大学大学院経営管理研究科経営管理専攻（修士課程）
所在地：神奈川県厚木市森の里若宮 9 番 1 号 森の里学園研究施設内
平成 18 年(2006)4 月設置

学生数、教員数、職員数

- (1) 学生数（1 年次・10 名、2 年次・10 名）
- (2) 教員数（教授・10 名）
- (3) 職員数（専任職員・1 名）

◇大学名：松蔭大学（4 年制男女共学）

所在地：神奈川県厚木市森の里若宮 9 番 1 号 森の里学園研究施設内
学部の構成

次の 4 学部 10 学科からなる。

- ・経営文化学部
 - ビジネスマネジメント学科
 - 経営法学科
 - 金融経済学科
- ・コミュニケーション文化学部
 - 異文化コミュニケーション学科
 - 生活心理学科
 - 日本文化コミュニケーション学科
 - 子ども学科
- ・観光メディア文化学部
 - 観光文化学科
 - メディア情報文化学科
- ・看護学部
 - 看護学科

(1) 学生数

学部・学科の学生定員及び在籍学生数は以下のとおりである。

表1 平成30(2018)年度 入学定員、編入学定員並びに収容定員】

学部名・学科名	入学定員	編入学定員	収容定員
経営文化学部ビジネスマネジメント学科	85	2	344
経営文化学部経営法学科	70	2	284
経営文化学部金融経済学科	48	2	196
小 計	203	6	824
コミュニケーション文化学部異文化コミュニケーション学科	48	2	196
コミュニケーション文化学部生活心理学科	48	2	196
コミュニケーション文化学部日本文化コミュニケーション学科	48	2	196
子ども学科	48	—	196
小 計	192	6	784
観光メディア文化学部観光文化学科	48	2	196
観光メディア文化学部メディア情報文化学科	48	2	196
小 計	96	4	392
看護学部看護学科	100	—	400
合 計	591	16	2,400

【表2 平成30年(2018)5月1日現在の在籍者数】

学年	経営文化学部	コミュニケーション文化学部	観光メディア文化学部	看護学部	小計
1年次	85	71	29	84	269
2年次	58	50	22	52	182
3年次	47	42	14	48	151
4年次	62	39	16	47	164
合計	252	202	81	231	766

(2) 教職員数

専任の教員数は、学部合計103名(うち教授57名、准教授19名、講師16名、助教11名)であり、大学全体の科目担当を担っている。大学院は、11名の兼任教員(教授9名、准教授1名、講師1名)であり、また研究指導教員8名、研究指導補助教員4名)が大学院の科目担当を担っている。所属教員等の内訳は以下のとおり。

【表3 平成30年(2018)5月1日現在の教員・職員(事務職員及び用務職員)内訳】

学部名	教授	准教授	講師	助教	兼任教員	職員	計
経営文化	19	2	3	1	30	6(3)	61
コミュニケーション文化	17	7	4	1	25	7(3)	61
観光メディア文化	9	5	2	0	15	4(3)	35
看護	10	5	7	9	11	2(1)	44
合 計	56	17	11	13	98	19(10)	201

Ⅲ. 基準項目ごとの自己評価

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

指摘事項

2-1 学生の受入れ

2-1-①入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-②入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】 2-1 の基準を満たしていない。

【理由】

アドミッションポリシーの明確化と周知がなされており、アドミッションポリシーに沿った学生受入れ方法の工夫がなされている。

しかしながら、看護学部看護学科を除く各学部・学科の在籍学生数が収容定員を大幅に下回り、それぞれの充足率は著しく低くなっている。また、大学全体の収容定員充足率も極めて低く、顕著な改善の兆しは見られない。大学は抜本的な改革を実施しておらず、学年進行中の看護学科も、入学定員を満たしていない状況にある。

【優れた点】 特になし。

【改善を要する点】

○大学全体での収容定員充足率が 0.5 倍未満となっており、改善を要する。

○看護学科以外の 8 学科全てにおいて、収容定員充足率が 0.7 倍未満となっており、改善を要する。

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①入学者受入れの方針の明確化と周知

大学の教育目的とアドミッション・ポリシー

本学は、教育基本法及び学校教育法の趣旨のもと、吉田松陰の実学精神に基づく「知行合一」を校是とした創設者の建学精神に則り、広く教養と専門性を養うと共に、社会で活躍するために必須の「ホスピタリティ(他者を思いやる心)」を基盤とした人間形成を図り、良き社会人として心身共に健全な人材の育成を目的としている。

これに基づき、大学のアドミッション・ポリシーを以下のように設定している。

大学のアドミッション・ポリシー

本学では「知行合一」を校是とし、「ホスピタリティ(他者を思いやる心)」の精神を重んじています。

本学では、広範かつ専門的な知識を持ち、実社会で行動できる有為な人材を育成します。併せて社会人としてふさわしい倫理観に基づき、知的及び応用能力の展開がはかれるよう育成します。

本学で学ぶことを通して、他者を思いやる心を持ち、積極的に勉学・考察に取り組むことによって、人間性の向上を図ることができる学生を求めています。

各学部の教育目的とアドミッション・ポリシー

この大学のアドミッション・ポリシーに準拠し、現在の4学部、すなわち経営文化学部、コミュニケーション文化学部、観光メディア文化学部、看護学部では、校是「知行合一」と教育目的の基盤となる「ホスピタリティ」に基づくアドミッション・ポリシーを、大学案内・募集要項・入試要項・ホームページなどを通じて公表している。

経営文化学部の教育目的は以下のようである。

本学部（経営文化学部）は、建学の精神に基づく「知行合一」を目指し、企業の社会的責任、企業倫理、法令遵守、企業金融などを重視した企業経営に関する専門分野の教育研究を行い、経営文化の視点と発想を持ち、本学の教育理念である「ホスピタリティ(他者を思いやる心)」を実現できる人材の育成を目的とする。

これにしたがい、経営文化学部は、下記のようにアドミッション・ポリシーを設定している。

経営文化学部 アドミッション・ポリシー

1. 社会と企業経営についての高い関心を持っている人。
2. 経営・経営法学・金融経済に関する知識とスキルを学修し、それを実践に結びつける方法に関心を持っている人。
3. 社会で協働するため、ホスピタリティ（他者を思いやる心）の学修を望む人。

同様にコミュニケーション文化学部の教育目的は以下のようである。

本学部（コミュニケーション文化学部）は、文化の伝達、交流がコミュニケーションを通して図られてきた歴史的事実に基づいて、コミュニケーションを人間の精神活動、社会的行為のすべてであるにとらえ、社会で共有される考え方や方法、手段についての研究教育を行い、広い視野と豊かな人間性を身につけて、違いを受け入れ、互いに尊重し、共生しうる人材を育成することを目的とする。

これにしたがい、コミュニケーション文化学部のアドミッション・ポリシーを設定している。

コミュニケーション文化学部 アドミッション・ポリシー

本学部では、学生が将来、実社会において「知行合一」の精神を発揮して行動できる有為な人材となりうるよう幅広い知識と専門的な知識を持ち、併せて社会人としてふさわしい倫理観に基づき、知的及び応用能力の展開がはかれるよう育成します。

本学部でコミュニケーション文化を学ぶことを通して、他者を思いやる心を持ち、積極的に勉学・考察に取り組むことによって、人間性の向上をはかることができる学生を求めています。

観光メディア文化学部の教育目的は、次のようになっている。

本学部（観光メディア文化学部）は、地球的規模でヒト・モノ・カネ・情報が行き交う21世紀においてその重要性を益々高めつつある観光、メディア、情報について、専門的研究及び教育を行うことにより、グローバル化と高度情報化時代への適応力を備え、日本

や世界を舞台に活躍、貢献できる人材の育成を目的とする。

これにしたがい、観光メディア文化学部のアドミッション・ポリシーは以下のように設定されている。

観光メディア文化学部 アドミッション・ポリシー

本学部は、観光、メディア、情報について、専門的研究および教育を行うことにより、グローバル化と高度情報化時代への適応力を備え、日本や世界で活躍、貢献できる人材の育成を目的としています。このため、観光メディア文化学部においては、次のような適性と意欲を有する学生を求めています。

1. 基礎的な読み・書き・プレゼンテーション能力を有し、観光、メディア、情報を理解しようという意欲を持つ人。
2. 国際・国内社会への関心を持ち、グローバルな思考ができ、地域に貢献をできる行動力を持つ人。
3. 問題を発見し、その解決に向けて真摯に学習や研究に取り組む、意欲ある人。
4. ホスピタリティ（他者を思いやる心）を有している人。

看護学部の教育目的は、以下のように規定している。

看護学部は、学園の教育基盤「知行合一」に則り、人間に対する総合的理解に基づき、健康の回復とその維持促進に係わる看護に関する専門の学術を学修し、看護職として必要な幅広い専門的知識と優れた技術、人々の健康な生活に貢献できる創造性と高い倫理観と人間性を兼ね備えた人材を育成することを目的とする。

これにしたがい、看護学部のアドミッション・ポリシーは以下のように規定してある。

看護学部 アドミッション・ポリシー

1. 健康に関心を持ち、看護職者として社会に貢献したいという意欲を持った方
2. 学問を幅広く学ぶ能力を持ち、主体的に学習する習慣を身に付けた方
3. 地域医療の看護に関心を持つ方
4. 国際的な視野で看護を学ぶ意欲を持った方
5. 本学の教育方針に従い、規則を遵守し、学業に専念できる方

本学の4学部では、これらのアドミッション・ポリシーを、大学案内、入試要項、ホームページなど、広報活動用のさまざまな媒体を通じて公表している。

また、大学院の教育目的は以下のものである。

（大学院）本研究科修士課程は、経営学の理論と実践及び企業を巡る法制・法務と企業会計の理論と実践に関し、広い視野にたった精新な学識を授け、専門分野に対する研究能力の陶養を図り、高度な専門的研究への基礎を確立すると共に、専門性の高い職業を担い得る卓抜した能力の育成を目的とする。

この教育目的にしたがい、大学院のアドミッション・ポリシーは以下のように規定されている。

大学院研究科修士課程 アドミッション・ポリシー

本研究科は、幅広い知識とその知識を基に専門分野における実践能力を身につけたいと考えている人材を求めています。社会を取り巻く諸問題に対して、氾濫する情報の中から、問題を見つけ出し、その内容を理解し、解決することに関心を持ち、社会に通用する幅広い

い知識を活用し、社会に貢献したいと考えている人材を求めています。

この大学院が掲げる教育理念や教育目標を達成するために必要な以下の素養を備えている人を求めています。

1. 総合的かつ論理的にものごとを考えることができる人
2. 知的好奇心にあふれ、自主的な研究を行う意欲を有している人
3. 高い倫理観をもち、研究における社会的責任を認識している人。

となっている。

大学院でも、学部と同様に、アドミッション・ポリシーを、大学院案内、入試要項、ホームページなど、広報活動用のさまざまな媒体を通じて公表している。

以上のように、学部及び大学院において、入学者の受け入れ方針が明確にされ、それが周知されていると認めることができる。

[エビデンス]

【資料 2-1-1 松蔭大学学則 松蔭大学大学院学則】

【資料 2-1-2 HP 掲載アドミッション・ポリシー】

2-1-②入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

・学生受入れ方法の工夫－概要

4 学部においては、学生募集委員会と広報部職員による広報活動を通じて高校や専門学校などへの募集活動とオープンキャンパスを開催して、高校生への大学情報の提供を進めてきている。各教員においても、学生募集活動での実施時期と訪問校を毎年検討して、全教員と事務職員との協働による高校訪問を実施し、積極的に学生募集に取り組んでいる。また、最新の学内情報の外部への提供に関しても、ホームページ上に公開してきた。さらに、本学の厚木ステーションキャンパスにおいても、厚木市との共同で行われる市民講座（あつぎ協働大学）で、本学の教育の特色を周知するための積極的な広報活動を行い、シニア学生の募集につながる活動を行ってきた。

入学者選抜方法及び合格者の決定は、専任教授を主な構成員とする入学試験委員会で作成し、教授会に発議、審議を経て、学長が決定している。入学試験委員会は、入試の実施後にその評価を行い、その後の選抜方法の改善を図っている。

現在、アドミッション・ポリシーに従い、多様な入学者選抜を実施している。①推薦入学試験は、指定校推薦と公募推薦を実施し、指定校推薦は高等学校長にアドミッション・ポリシーにそった適任者の推薦を依頼し、公募制推薦入学試験は専願制で実施している。②一般入学試験は、Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期の3回行っている。筆記試験、及びⅡ期・Ⅲ期では、面接試験による総合得点により合否判定を行った。③特別入学試験は、社会人・学士を対象にしたシニア学生入試を実施した。平成30(2018)年度の一般入試のⅡ期Ⅲ期は、基礎学力試験と個人面接試験を行い、総合判定し、本学のアドミッション・ポリシーで求める資質との合致を確認することとした。

各入試形態とも、入学試験要項に募集人員、選考方法、出願資格等を明示している。

入学試験問題は、当該年度の当初に学長が委嘱した作問担当者が作成し、担当の入試委員がこの点検にあたる。入学試験問題の適切性と機密性を保持し事故防止に努めている。

大学院では、平成29(2017)年度まで10月、12月、2月の年3回入学試験を実施してきたが、平成

31(2019)年度より7月の秋入学の入試を加え、年4回の入学試験とし、受験生の多様な要望に対応する。試験は、幅広い知識とその知識に基づく専門分野における実践能力を身につけた職業専門家としての資質等を見るため、筆記試験と口述試験からなっている。本学卒業生だけでなく、広く社会人のための枠を設けることで、アドミッション・ポリシーとの整合性を保っている。

大学院の受験希望者に情報を提供するため、学内では、大学学部4年生を対象に毎年定期的(7月)に、また学外では、社会人や他大学の学生の希望に対応してその都度、大学院説明会を行っている。

以下、主立った定員充足改善のための取組みを、「i 入試方法の改善」、「ii 広報・学生募集」、「iii 各委員会、学部・学科、部署の定員充足改善に関する取組」の3つに分けて、記すこととする。

I 入試方法の改善

1. 推薦入試の改善

公募推薦入試に関し、以下のような基準を設け、入学可否の判断を行うこととなった。

公募制推薦入試は、出身高等学校長の推薦に基づき、一般の学力検査を免除する入試制度であり、以下の項目を十分に考慮し、調査書と面接による審査を行う。

前提一・高等学校において一定の成績を修めていること。

・コミュニケーション能力を備えていること。

考慮点一・受験者の知識、技能の修得状況

- ・特別活動における主体性や協調性
- ・特定分野での卓越した能力
- ・本学への志望動機

以上を、考慮し面接をするが、面接では、大学ならびに志望学部、学科への理解度、入学後の勉学に対する意欲、目的意識、将来ビジョンなどを評価する。

(求める学生像)

本学で学ぶことによって、他者を思いやる心(ホスピタリティ)を持ち、積極的に勉学に取り組む中で、人間性の向上を図ることができる学生。他の学生のリーダー的存在になっていく学生。

2. 入試要項送付時期の見直し

平成30(2018)年度からは、次年度の入試要項の高校等への郵送時期を見直した。平成29(2017)年には、印刷所からの要項の納品が6月中旬、7月の頭に発送となっていた。しかしより早期の郵送が募集のためにも望ましいこと、また平成30年5月末に高校教員向け大学説明会を実施し、そこで高校教員に入試要項を手にとってもらうこともあり、そこに時期をあわせて、通常よりも早期に入試要項の作成に着手した。結果として、要項の発送時期は平成30(2018)年5月1日を過ぎたが平成30(2018)年6月中旬には完了した。

3. インターネット出願

平成30(2018)年度入学生募集から、出願方法として、従来の郵送、窓口受付に加えて、

インターネット出願を実施することとした。インターネット出願は、推薦入試、一般入試、センター試験利用入試、外国人留学生学生特別入試で実施することになった。この出願方法は、従来の出願方法と比較して、①願書を取り寄せることが不要、②パソコンやスマートフォン・タブレットを所持していれば、出願可能であること、また③24時間出願可能であることが特徴である。

出願の流れは、①出願に必要な書類の準備、②出願登録、③入学検定料の支払い（コンビニ・ペイジーを選択）、④出願願書の郵送、⑤受験票の印刷を経て、受験が可能になる。「平成31年度（2019年度）入学試験要項」の13ページを参照すれば明らかなように、QRコードでの出願登録が可能であり、受験者層の生活スタイルに沿ったものとなっている。検定料の振込も、インターネットバンキングで可能である。この出願方法では、多くの手間が除け、出願までの手続きの負担が少なくなる。最終的には紙面の出願書類が必要であるものの、より多くの志願者を期待することができるため、採用することとした。

4. 試験会場の増設

従来からの試験会場、厚木森の里キャンパス、厚木ステーションキャンパスの2ヶ所に加え、平成30(2018)年度入試では、静岡県沼津市内に会場を設け、一般入試Ⅰ期の入試を実施してきた。平成31(2019)年度には、さらに沼津会場に加え、静岡県静岡市内に会場を設けることとした。入試区分のうち、一般入試Ⅰ期に、沼津会場と同時に平行して静岡会場での入試を実施する。実績を踏まえながら、より効果的な試験会場の配置・増加を企画している。

5. 秋学期入学入試の実施

周知のように、4月から開始され翌年の3月末で終わる「年度制」は、浪人生や社会人はもとより、特にわが国での留学を目指す志願者にとって、大きな障壁となってきた。本学では、留学生の入学の受け入れ数をさらに増加させるため、秋学期入学を実施することとし、秋学期入試も設定した。「平成31年度（2019年度）入学試験要項」の43ページ以降に、秋学期入試の詳細が記載されている。ただし、平成29(2017)年5月11日の入学試験委員会・議事録にもあるように、子ども学科や看護学科は、学科・完成年度を経ておらず、また実習を伴う学科であるため、当面は実施除外となった。

秋学期の募集人員は、推薦入試が経営文化学部4名、コミュニケーション文化学部が3名、観光メディア文化学部が3名である。留学生入試は、経営文化学部3名、コミュニケーション文化学部が3名、観光メディア文化学部が2名である。シニア学生入試を含む社会人特別入試は、経営文化学部3名、コミュニケーション文化学部が3名、観光メディア文化学部が2名である。募集人員の総数は26名となる。

なお、外国人留学生に対する特待生制度が適用されれば、該当留学生は、入学金免除の特典を受けることができ、これも募集広報の際の大きなアピールポイントとなっている。

6. 入学試験問題の質の確保

本学では、原則として、専任教員が国語や英語などの入試問題の作問を担当している。エビデンスのように、平成29(2017)年度は英語は、4名（教授3名・准教授1名）、国語

は8名（教授6名・准教授2名）によって分担で作問し、出題したメンバー以外のメンバーがチェックをかける体制を整えている。これは平成30(2018)年度も継続中である。

〔エビデンス〕

【資料2-1-3 松蔭大学学則 松蔭大学大学院学則】

【資料2-1-4 入試委員会議事録・(秋学期日程)】

Ⅱ 広報・学生募集

1. HPの改善

・本学ホームページの更新について

本学では、常に最新の情報を提供できるよう、ホームページの更新を随時行い、入学志願者を始めとする多くの関心のある人々に向け、改善を重ねている。平成29(2017)年度において、定員充足率向上に向けて取り組んだ更新としては、以下の4つがある。

- a. 大学案内をオンラインで閲覧・入手できるようにした。
- b. 就職・キャリアのページに「採用ご担当者様へ」の欄を追加した。
- c. 受験者情報のページに沼津会場情報を掲載した。
- d. 「H31年度インターネット出願方法について」の情報を掲載した。

以上は、大学のホームページにおいて確認することができる。

2. 高校訪問

本学では、別冊資料のように、平成29(2017)年度は全学教職員をあげて、高校訪問を実施し、学生募集に尽力してきた。

子ども学科を除く文系3学部では、52校を分担し、事務員とともに、また事務員とは、別の機会をもうけ、高校訪問を実施し、その数は52校となった。対象となる学校は、神奈川県全範囲に及んだ。中でも子ども学科は、新たな開拓校として伊豆半島ならびに静岡県の東側を重点的に訪問した。その数は22校となる。さらに看護学部は、81校に及び、その範囲は、神奈川県の横浜市、川崎市、県央、東京都、また静岡県にもわたっている。事務職員は、その訪問数も多く、288校にも及んだ。その範囲は東京都の東側・西側、横浜、川崎、県央、湘南、静岡県東部など広範囲にわたっている。これらの高校訪問が今回の入学者確保につながるようになった。

3. 出前授業の実施

出前講義の実施

平成29(2017)年4月に「子ども学科」が新設に伴い、幼稚園の先生や保育士になりたいと考えている高校生を対象に、出前授業を行い大学での授業の模擬体験、幼稚園の先生や保育士の仕事について学ぶ出前授業をスタートした。また、看護学部においても、厚木市民（幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校・成人等）を対象に「出前講座」を実施した。

これらのことは、大学ホームページにおいて公開を行うとともに神奈川県内及び厚木市の関係機関に対してチラシ等の配布を行い周知を図った。

4. オープンキャンパス

高校生の本大学に対する関心を高め、親近感を持ってもらうために、平成 29 (2017) 年 6 月から 9 月にかけてオープンキャンパスを計 8 回実施し、さらに平成 30 (2018) 年 3 月にはミニオープンキャンパスも行った。オープンキャンパスでは、大学紹介、学部紹介、そして学科ごとの個別相談などを行い、本学の魅力をアピールするとともに、本学学生によるプレゼンテーションやキャンパスツアーも実施し、親近感を高めてもらうような企画も実施した。参加高校生の延べ人数は、文系学部と看護学部の合計としては前年度より増加したが、文系学部を希望する参加者は前年度をわずかに下回ってしまった。

そこで、参加者の目線に立ったオープンキャンパスを実施する計画が平成 30 (2018) 年 2 月の学生募集委員会で練られた。また、平成 30 (2018) 年 4 月の広報・学生募集委員会では、平成 30 (2018) 年 6 月から 9 月にかけて 8 回のオープンキャンパスを実施すること、従来の企画に加え、学部、学科が主催する企画を設け、より具体的に学部・学科をアピールすること、さらに参加者がこれらの企画に自由に参加できるフレキシブルなプログラムでオープンキャンパスを行うことが確認された。

5. 進学相談会・大学説明会

企業が実施する進学説明会に参加し、高校生との接点づくりに励んだ。平成 29 (2017) 年度は神奈川県内だけでなく、東京都、静岡県を含む 23 箇所の進学説明会に参加し、事務員、教員、学生が本学ブースの来訪者に対し説明を行った。平成 18 年度も 4 月現在で 19 箇所の参加を予定している。

高校生との接点だけでなく、高校との繋がりも強化するため、高校教員を招いた大学説明会を本校にて企画し、平成 29 (2017) 年 月に実施した。400 校余りの高校にダイレクトメールを送り、参加を希望した高校 (6 校) の教員をレンブラントホテルに招いて、大学説明や学部説明、入試や奨学金に関する説明を行い、さらに個別相談会を設けた。平成 29 (2017) 年度は看護学部単独で行われたが、平成 30 (2018) 年 5 月に予定された大学説明会 (参加予定高校 12 校) には全学部が加わり、大学全体で高校に積極的にアピールしていくことが決定された。

6. 外部奨学金の周知

本学では、経済的に余裕のない入学志願者に対して、各種の奨学金のアナウンスを行っている。本学独自の特待生制度 (スカラシップ特待制度)、松韻会 (本学同窓会) が行う奨学金、また日本学生支援機構の奨学金以外にも、外部の保育士修学奨励制度を紹介している。オープンキャンパス、進学のための個別相談などで、この紹介の機会を設けている。対象となるのは、コミュニケーション文化学部のうち、子ども学科と生活心理学科の志願希望者である。

周知のように、本学近隣では、神奈川県社会福祉協議会、横浜市社会福祉協議会、川崎市、厚木市が、独自の保育士修学奨励制度を実施している。これは、特に本学に通学できる学生が恩恵を受けられる制度である。こうした制度があることを予め知って入学することは、志願者にとってもメリットがあり、本学への志願への壁を少しでも低くする情報

である。

しかしこの4つの地域の修学奨励制度は微妙に仕組みが異なっている。

例えば、

- a. 神奈川県社会福祉協議会では、学費の月額5万円または3万円とは別に、就職準備金や生活費加算を用意している。学費補助の貸付期間は、原則2年間であり、県内の保育士として5年間勤務すれば、返済免除という特約がある。
- b. 川崎では、学費の補助が月額5万円以内であるが、貸付期間は1年に限られる。川崎市で5年間保育士として勤務すれば、返還免除となる。
- c. 横浜市社会福祉協議会では、学費の補助が月額5万円以内である。貸付期間は卒業年次の1年間であり、5年間継続して保育士として勤務する場合には、返還が免除となる。
- d. 厚木市は、補助額全国トップを謳い、保育士の修学奨励に取り組んでいる。助成内容は、保育士として勤務している期間に、奨学金の返済に要した費用の一部を至急するというものである。上限は1年で20万円、最長で3年、最大で60万円となっている。

本学では、上にあげた4つの保育士修学奨励制度を中心として、志願希望者に対して、こうした制度を、わかりやすく説明する工夫を行っている。

なお、平成30(2018)年度になってから、厚木市は、この奨励金を説明すると共に、市内の保育所職員が保育士になるためのアドバイスを在学生に説明する企画を、本学に提案してきている。実施場所は、本学・森の里キャンパスの教室を使うことになる。対象は、原則として、在学生である。しかし入学志願希望者にとっても、非常に関心を引く企画と考えられる。そこで、こうした企画が開催されることも、子ども学科・生活心理学科を志願する生徒に伝えることにしている。

7. 平成29(2017)年度の学生募集に関する総括・反省

a. 各学部が特徴を示せる授業実施

現状のオープンキャンパスでは、各学科の授業を知るには十分すぎるとまではいけない。各学科の特色が分かるように高校生が授業に参加できる体制が必要である。そのために、各学部でワーキンググループを組織し各学部が特色を示せる形で高校とのつながり（訪問や出前授業）を作ることを提案した。

今後は、過去の入試データ・立地、学校規模、設置コース、男女比などに基づいて高校により広く大学についての周知を行う。特に推薦・AO入試の志願者掘り起しが必要である進路指導主事との関係、志願先となり得る生徒の層を把握し、進路相談会、オープンキャンパス、出願、入学の各プロセスで、どの程度の生徒がいるかをデータとして活用することで、入学者の確保につなげる必要がある。

b. オープンキャンパス運営の見直しと参加者のデータ管理方法の確立

オープンキャンパスは、ややもすると、形式を整えトラブルなく遂行すること自体が目的化してしまう恐れもある。そこで、内容や運営方法の見直しを実施した。特に、学生ボランティアを中心とした運営の確立、運営学生の拡大と意識向上は十分に行い、教育にも結び付いてきた。

今後は、オープンキャンパスの運営のために、一層の教職員の意識向上が課題である。

また、参加者や志願者のデータを管理し、志願者に直結するための追跡調査・分析が十分されていなかった部分もある。そこで、データ管理・共有を徹底することにより、学生募集増につなげる必要がある。特に、オープンキャンパスなどの場を利用し、高校・生徒側の実情や課題のヒアリング、出願が期待される生徒の情報収集が必要である。

c. 広報活動の充実、訪問範囲の見直し・拡大の実施

平成 28 (2016) 年以前の学校訪問では、さらなる学生募集のために改善の余地が残っていた。そこで、高校訪問を形式的なものとするのではなく、高校側の情報ニーズに合わせ、確実に学生募集に結び付けるため、教員による学校訪問 WG を組織し、また、オープンキャンパスにより組織した在校生が、母校を訪問しオープンキャンパスの宣伝を行う活動を取り入れた。

今後は、高校・生徒側のヒアリングデータをもとに、訪問する教職員の目的意識の向上と、在学生による高校訪問の組織化の検討を行っていく。

なお平成 29 (2017) 年度には、全学の教員から本学の定員充足のために何ができるか、1 人ひとりからの忌憚ない意見を、教育開発センターにおいてとりまとめた。これらも、今後の改善の取組のための貴重な意見として、項目ごとに整理して、学内の教職員に周知した。

〔エビデンス〕

【資料 2-1-5 平成 31 年度 (2019 年度) 入学試験要項 (文系学部・看護学部) 松蔭大学】

【資料 2-1-6 HP 新規項目の追加】

【資料 2-1-7 平成 29 年度 高校訪問 (文系 3 学部・子ども学科・看護学部・職員)】

【資料 2-1-8 出張講義・出前授業】

【資料 2-1-9 平成 30 年度募集 オープンキャンパス参加状況・チラシ】

【資料 2-1-10 平成 30 年度募集 進学相談会】

【資料 2-1-11 2018 松蔭大学説明会出席者・タイムスケジュール】

【資料 2-1-12 保育士養成奨励制度 (神奈川県・横浜市・川崎市・厚木市・東京都)】

Ⅲ 各委員会、学部・学科、部署の定員充足改善に関する取組

1. 各委員会の定員充足に関する取組

①看護学部・FD/SD・自己点検評価委員会

平成 29 (2017) 年度看護学部 FD/自己点検評価委員会としての活動を記す。看護学部における本委員会の FD 活動の目的は「教育・研究活動を発展させるたえの方策を講ずるととともに、その活動を自ら点検評価し、本学部の教育・研究水準の向上を図ること」であり、学生募集にかかる活動は、以下の 3 点を目標に、教員の教育力向上とともに教育内容の公開性および授業改善による教育の質的保障を目標として活動することで、魅力ある教育の提供による出身校 (後輩) への情報提供等、学生募集への寄与を目指している。

a. 学生による授業 (臨地実習) 評価の情報公開と授業改善

b. 全教員を対象とした授業 (相互) 評価による教育内容の共有と授業改善

c. FD 研修の充実による教員の教育力向上

本委員会の具体的な活動内容

a. 学生による授業（臨地実習）評価と情報公開と教員の教育力向上

本学部の授業評価は、学内の授業・演習科目だけでなく、各専門領域による臨地実習評価を行っている。実施に際しては「学生による授業評価実施要項」を作成し、1-3 年次生の前・後期配当科目を対象に常勤・非常勤講師（科目責任者および各オムニバス担当）に対する授業アンケートを実施した。アンケート回収率の平均は 89%であり、結果は、教員別授業アンケート項目ごとの集計結果とともに、各授業担当教員から学生へのコメントを添えて報告書「学生の授業評価に対する教員の返信」を作成し、学生が自由に閲覧できる環境を整えた。また、アンケート結果が低迷する場合、面接指導等を行い、教員の教育力向上とともに授業改善による教育の質的保障を目指している。

b. 全教員を対象とした授業（相互）評価による教育内容の共有と授業改善

授業（講義）相互評価は、常勤の講師以上の教員を対象に公開授業募集し、参観は、常勤の全教員を対象に行っている。実施に際しては、「教員の授業（講義）相互評価実施要項」を作成し、公開および参観計画を立てて実施した。公開率は 78%であり、参観率は 95%であった。参観者のアンケートの結果は公開教員に返却し、学生による授業評価とともに教員相互の教育力向上と教育内容の共有による授業改善を行うことで、教育の質的保障を目指している。

c. FD 研修の充実による教員の教育力向上

看護学は、学問の特性から専門分野の相互理解による連携と協働は欠かせない。そのために、授業（講義）相互評価に加えて、各専門分野の教育内容の特徴について共有する研修を企画し、教員間の相互理解の機会を得て、教員の教育力向上とともに授業改善による教育の質的保障を目指している。

d. 今後の課題

d-1. 学生による授業評価および教員による授業（講義）相互評価を PDCA サイクルに乗せ、授業改善の結果を学生、教員相互に可視化する方法を検討することで、さらに教育の質の向上とともに教員の教育力向上による魅力ある看護学教育を目指す必要がある。

d-2. 教育の質的保障には、教員の教育力向上は重要な課題である。より質の高い教育を目指すために、共通する教育上の課題に対する対策について FD 研修等を企画し、教員の教育力向上による、本学独自の魅力ある看護学教育を目指す必要がある。

② 学生委員会

学生生活の充実は、入学志願者にとっても、本学が魅力的姿として写る一因となりうる。本委員会では、学生がより良い学生生活を送れるよう、学生の課外活動の充実を図った。

<具体策>新規サークルの開設

- ①バスケットボール同好会、②テニス同好会、③ダーツ同好会

以上の 3 つの新規サークルの開設を認め、学生を支援した。

③ 看護学部・入試委員会

看護学部入学試験委員会の活動の一環として、本委員会では、入試に関わる全ての業務の見直しと整理をし、各選抜方法で共通して求める学生像と個々の選抜方法において求め

る固有の学生像を一覧表への整理を実施した。

推薦入学試験は、指定校推薦と公募推薦をⅠ～Ⅲ期で実施した。指定校推薦は過去の実績に基づき指定校を定めた。指定校には、高等学校長にアドミッションポリシーにそった適任者の推薦を依頼した。公募制推薦入学試験は専願制により実施した。双方の試験とも、受験生に対し面接及び調査書等の書類審査、公募制推薦では基礎学力テストを行って、求める学生像にそった判定基準を設定し、合否判定を行った。

一般入学試験は、本学独自の学力試験と面接試験による一般入学試験Ⅰ～Ⅲ期と、大学入試センター試験利用入学試験Ⅰ～Ⅱ期を実施した。一般入学試験は、国語（必須）と外国語（英語）・生物・化学のうちから1科目選択の2科目と、面接試験で、合否判定を行っている。大学入試センター試験利用入試では、国語・外国語（英語）から1科目、数学・理科から1科目の2科目の合計と調査書の審査で合否判定を行った。

特別入学試験は、社会人・学士を対象にして実施している。基礎学力試験と個人面接試験で総合判定を行い、本学の求める人物像との合致を確認する試験であるが、平成29（2017）年度の受験生はいなかった。

各入試形態とも、入学試験要項に募集人員、選考方法、出願資格等を明示した。入学試験問題は当該年度の当初に学長が委嘱した作問担当者が作成し、複数の入試委員がこの点検にあたった。入学試験問題作成点検等の作業は、年間計画を作成し、学内の定められた場所で作業を行うなど、入学試験問題の機密性の保持と事故防止に努めた。

全ての入学試験は学長を入試責任者とし、学部長のもとに、組織を整えて運営した。それぞれの入学試験区分ごとに詳細な入学試験実施要項を見直し、これに沿って、看護学部入学試験委員長の指揮のもとで実施している。入学試験実施に先立ち、入学試験実施要項をもとに、各入学試験日の前に教員および事務を対象に説明会を開催し、運営方法の周知をはかった。

面接試験は、2名の面接試験員で実施した。担当者による評価のばらつきを避けるため、それぞれの面接試験ごとに面接試験員の組みあわせをかえて実施した。面接試験実施要項を見直し、面接評価判定の妥当性と公平性を担保するために、評価基準を示し、評価基準ごとに質問例や時間配分の目安を資料として示して、受験生個別の評定結果記入書式とともに試験員別、試験室別の書式を準備して実施した。また、禁忌質問とその理由を提示して、入学者選抜における倫理性の確保に努めた。

基礎学力試験・一般入学試験の学力試験においては、試験室ごとに主試験員と副試験員を複数名配置して、実施要項に沿って実施した。

実施後に、担当した試験員には、気づいた点を自由記述する用紙を配布し、記憶の新たな内に意見を求めた。当該年度に改善できる点を改めて実施し、翌年度検討すべき点を整理しながら入試を実施した。

看護学部入試の評価を以下に述べる。本年度入試は、事故なく無事終了した。入学生確保のために、入学者の選抜方法は、高等学校学習指導要領に対応すると同時に、アドミッション・ポリシーに沿った学生選抜方法を柔軟に検討する必要がある。

着任教員に応じて、試験員の組みあわせを決めるなど、安全で公平な入学試験が実施できるよう実施した。看護学部独自の入学試験実施要項は、今年度も修正・改善を重ね、入試が安全・公平に行えるようにする必要がある。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数の向上について、看護学部の収容定員は 400 名、入学定員は 100 名である。志願者数、受験者数、合格者数の推移をみると、学部開設時から定員数を満たしていない。

看護学部の過去 4 年の入学者選抜結果を、エビデンス集（資料・補足編）の⑰の表にまとめた。実施年度により若干の増減はあるが、入学志願者数は増えていない。受験生人口の減少も影響しているが、志願者数の確保は、看護学部の喫緊の課題である。原因追及とともに、広報委員会とも調整しながら学生確保を進め、教務委員会とは教育内容の充実、学生委員会とは学生生活満足度の向上をはかる必要がある。

④国際交流委員会

定員充足（基準項目 2-1-③）に向けた取り組みとして、本学は昨年度より積極的に海外の大学との協定を進め、編入学の学生や交換留学の学生を増やす取り組みを進めている。現在、本学は協定校を海外に 10 校有しているが、その中で大連工業大学（管理学院及び外国語学院）（中国）、祥明大学（韓国）、開南大学（台湾）、浙江大学城市学院（中国）との間では、既に本学への編入学生または交換留学生の受け入れを行っている（大連工業大学外国語学院と浙江大学城市学院は本年度秋より受け入れ予定）。また、大連民族大学との協定及び同様の編入学、交換留学の受け入れの話も先方より出ている。

編入学生は基本的に 3 年次に協定校より本学に編入し、正規学生として登録され、2 年間在学し、本学と協定校の両校の学位を取得する仕組みになっている。したがって本学の定員充足に直接貢献する制度である。一方、交換留学生は正規学生としては在籍しないものの、本学の講義や施設を正規学生と同様に利用することができるものであり、本学の場合、留学期間は通常 1 年になり事実上正規学生に近い形で学業に従事することになる。交換留学生は定員充足に関し直接の成果にはならないが、協定校との間で交換留学の制度を編入学の制度によりシフトさせる第一段階の役割を担っており、その意味において定員充足に向けた本学の取り組みの一翼を担っている。また当該学生が本学の大学院等を希望する場合もあり、その場合は定員充足につながる。そして交換留学生の蓄積は、それぞれの母国での本学の認知につながるものであり、将来の正規の留学生募集に好影響を与えるものとなっている。

編入学生と交換留学生の具体的な受入数であるが、本年度大連工業大学との提携は 3 年目に入り、管理学院（経営学部）より編入学生 3 名が在籍しており、全て正規学生となっている（今年度 2 名卒業、1 名新規編入予定）。交換留学生は現在 2 名（過去 2 年で総計 4 名）で、今年度は新たに 1 名が交換留学予定である。また、今年度新たに大連工業大学の外国語学院より交換留学生を迎える予定である（1～2 名の予定）。外国語学院とは先方のカリキュラムの読み替えの手続きが終了次第、管理学院と同様に編入生を受け入れられる協定となっている。

祥明大学からは、現在、編入生 1 名と交換留学 1 名を受け入れている。開南大学からは、過去 2 年で 2 名の交換留学生を受け入れた。浙江大学城市学院からは、今年度より 2 名の交換留学の希望が打診され、受け入れの準備をしている。

今後の計画として、上述した大連民族大学、また黒河学院（中国）との提携を通じ、編入学の強化を進めていく予定である。また英語圏あるいはアジア太平洋地域の大学との提携の強化も進めている。本学はニュージーランドのクライストチャーチ工科大学と提携を結んでいるが、今後、他のニュージーランドの大学等を含め編入学や交換留学の可能性を探っていく予定である。そのためにニュージーランド大使館や留学関連の部署（独立政府機関「エデュケーション・ニュージーランド（ENZ）及びニュージーランド航空日本支社）とのネットワークづくりの活動にも積極的に関り、担当者からの訪問を受け、今後の具体的な交渉への準備を進めている。また本学が位置する厚木市とニュージーランド大使館は平成 30(2018)年 4 月に教育交流の覚書を結んでおり、本学も行政サイドと提携しながら、この仕組みの拡大を進めることができる環境にある。

⑤ 広報委員会

平成 30(2018)年 4 月 6 日には、学生募集に貢献すべく、高校訪問やオープンキャンパス時に使用する広報誌『SHOIN2016-2018 合併号』（平成 30(2018)年 4 月 6 日）を発行し、広報活動の一環としている。

⑥ 学生相談室

学生相談室関連の新規活動として、

a. 年二回保証人にあてて送付していた「学生相談室だより」を基礎ゼミ 1・2 履修生にも配布。学生相談室の認知度の向上と学生の修学支援のために実施（平成 29(2017)年度から）。

b. 平成 29 年度末（平成 30(2018)年 3 月）

11 月に学生相談室で実施している質問紙調査*の結果をまとめ、「学生相談室だより（教師版）」として、学生の修学支援のための基礎資料との一つとして活用してもらうため全教員に配布。（*平成 25(2013)年度からの 5 年間、毎年 11 月に実施。大学生生活の楽しさや学生相談室の認知度・友達関係などについての質問紙調査。）

c. 合理的な理由により、配慮を必要とする学生が履修している授業の担当教員に向けて、平成 28(2016)年度～は配慮をもって対応するようにお願いする文章を配布していたが、平成 29(2017)年 11 月に、全教員に対して「障がいのある学生の修学支援について」というタイトルの文章を配布し、啓蒙活動をおこなった。

〔エビデンス〕

【資料 2-1-13 松蔭大学 SHOIN UNIVERSITY GUIDEBOOK】

【資料 2-1-14 学生相談室 平成 29 年度「欠席の多い学生」「退学予定者」の対策についての報告】

2. 各学部・学科の定員充足改善に関する取組

本学の各学科の取り組みのうち、特筆すべき例を挙げる。

①経営文化学部・ビジネスマネジメント学科

学生募集活動に力点を置き、対外的学部紹介の充実及びオープンキャンパスへの高校生向け情報の充実を図った。経営文化学部の知名度向上策としてパンフレットの発行を行い、「経営文化学部」を高校生向けにもわかりやすい表現に変更した。

入試では、インターネット出願入試が始まったばかりでその影響度がまだ十分に測れていないが、学生募集の有力な方法と思われ、さらに推進させることになった。

ビジネスマネジメント学科としてのカリキュラム変更に伴って、専門科目の資格取得に関連する科目が鮮明になった。新カリキュラムの適用によって、学生の資格取得の方向性が明確になり今後の学内での受講者・受験者増の期待が増大している。それに伴い、多少時間はかかるが学生募集活動への好影響を期待する。

また、入学後の初年次教育の改革についても検討を行い、基礎ゼミⅠ・Ⅱの改善案を示し、実行するように提案してきた。教務委員会との連携も視野に入れて、学内教育のさらなる改善・充実を図る。

今年度〔平成30(2018)年度〕の学生募集が、各教員や広報の努力を踏まえてやや上向きとなった（まだ、諸手を挙げて喜ぶ状況ではない）。引き続きオープンキャンパスや高校教員向けの案内(各種の情報提供)などを活性化し、強力に推進して行く。高校への（出張講義などの）呼びかけも他学部・他学科・広報部・教育開発センターなどと協力して推進する。

入試では、インターネット出願入試を推進し、静岡県（沼津市）での入試会場設置をはじめ、秋（9月）入学の実施と海外からの留学希望者への情報提供の強化を推進する。

高校への情報提供として、給付型奨学金制度をさらに詳しく説明する。

また、学内での経営関連や簿記検定など資格取得を推進し1～2年後の学生募集への好影響を計画する。あわせて、高校（公民）・中学（社会）の教員免許の取得希望者に、取得のための指導を強化する。

② 経営文化学部・経営法学科

a. 平成30(2018)年に学生募集定員の見直しを行い、定員を48名にし、収容定員を196名に減少させつつある。

平成30(2018)年度の経営法学科の入学者は前年度14名に比べ10名増加し24名であった。定員充足率の改善につながった。

b. 受験生への対応として、オープンキャンパス開催の内容充実を挙げているが、オープンキャンパス担当者の増員をはかり、受験生への個別面談を強化し、様々な質問に応えられる体制を整えた。

c. 高校訪問は、各教員分担を決め、それぞれ数校訪問し、進路指導の担当者との面談を行い学部学科のPRを行った。

d. 在学生に向けては、資格取得の向上を目指しており、資格試験受験を奨励し、啓蒙活動を行った。サービス接遇実務検定については、基礎ゼミを中心に検定合格に向けて努力した。

e. 経営法学科の学生は、公務員志望の学生が多数いるが、公務員志望の学生のための事

前調査を行い、公務員試験ガイダンスを平成 29(2017)年 7 月 20 日に行い、就職指導を行った。

経営法学科の今後の改善計画のために

- a. 経営法学科としては、カリキュラムの改善が最重要課題であった。特に専門科目は、経営法学科の専門科目としては適切でない科目が存在し、見直しが必要であった。そのため、平成 30(2018)年度より大幅なカリキュラム改善を行った。これはディプロマポリシーに沿った構成にしている。基礎・教養科目については、経営文化学部として統一が図られている。
- b. 経営法学科への入学者増に向けて、さらなるオープンキャンパスの充実と個別相談の実施、高校訪問によって、進路指導の担当者とコミュニケーションを図り、経営法学科の理解と生徒への推薦をいただけるように努力をしていく。
- c. 給付型奨学金制度の利用と、学生寮の活用などをよく説明し学生募集活動を強化する。

③コミュニケーション文化学部・異文化コミュニケーション学科

平成 30(2018)年度の異文化コミュニケーション学科の入学者は増加した。その理由は、以下のような具体策によると思われる。

a. 授業内容の充実

a-1. カリキュラムの改編

平成 28(2016)年度に語学教育（英語および中国語）のカリキュラムの全面見直しをして、平成 29(2017)年 4 月より新カリキュラムで授業を実施した。英語と中国語の授業に特徴を出し、卒業後の社会での活動に直結する実力をつけるようなものとした。

- ・週 1 回の必修英語クラスを、週 3 回設置し、2 年次の終わりまでに、全員英検 2 級に合格するように指導を徹底している。特に英語の教職課程履修者には、3 年次の終わりまでに、英検準 1 級に合格する力を養う体制を整えている。
- ・中国語クラスは週 2 回設置し、2 年次の終わりまでに、基礎的な会話ができるレベルを獲得するよう指導している。
- ・異文化コミュニケーション学科の「基礎ゼミ」に関しては、その内容に語学学習を入れ、学科全体で語学学習体制を強化している。

a-2. グローバルな教育環境の整備

グローバルな教育環境があることで、キャンパスにいながら国際化時代を体得できるようにすることは、同学科の入学希望者には魅力的である。

交換留学の協定を結んだ大学からの留学生受け入れを補助金などを設けて強化。複数の国々の協定校から留学生を迎え入れる体制を整えた。キャンパスで、海外からの学生と交流する機会をより多くすることができ、その結果、学科の名前として用いられている「異文化コミュニケーション」の体験をキャンパスで日常的に行うことができる。

また本学からの留学および研修先も、ニュージーランド、イギリス、台湾、中国、韓国、モロッコに加え、セネガル、フィリピンの大学との提携でより広い範囲での学びができるようになった。

学費免除の協定校への半年や 1 年の留学を、3 年次の終わりまで実現できるように指導している。

「日本海外協力機構」(JICA)との連携授業をさらに充実するべく持続開講中である。

a-3. 教職課程の強化

英語の教職課程の指導を強化して、在学中に教員試験に合格できるように指導している。

同時に、英語だけでなく、日本語教師の資格も取得できることを周知させて、受講を奨励。日本語実習は、ニュージーランド、オークランド大学および台湾、開南大学での実施が可能なことを伝えている。

a-4. 学外との連携

大学内で「実用英語技能検定試験」および「TOEIC」試験を複数回実施しており、広くコミュニティの受験も可能にしている。

現在在学している学生の出身高校へ、彼らの近況報告を兼ねた書面と、松蔭の最新の学科案内リーフレットを送付し、大学の内容を周知してもらう努力を重ねている。

④コミュニケーション文化学部・日本文化コミュニケーション学科

平成 29(2016)年度は、日本文化関連科目、日本語関連科目、日本文学関連科目のそれぞれについて、より専門性を重視したカリキュラム改革を行い実施に移した。学生の学習・習熟過程に配慮しながらの授業を各教員に意識させ、学生の授業に対する満足度を上げるように配慮した。また、日本語関連科目の教育内容の充実、留学生向けの日本語科目の改善のために平成 30(2018)年 4 月から専任教員を採用した。

さらに、本学科の教員出張講義の題目例を添えた教員紹介を実績校に送付し、編入学のための出張講義等を行った。本学科の特色、人材育成の方針、入学から卒業まで、そして卒業後におけるサポート体制を、各高校に説明するべく平成 29(2016)年度も精力的に高校・日本語学校・短大への訪問を積極的に行った。

高校訪問のために、各学科の 1 分間にまとめた説明と 5 分間で説明できる要点まとめ、基本的内容に関する Q&A を作成して全教員に配付した。昨年度に続き、学生の創作作品や意見文、実習報告書等を掲載した学科誌『文藝 森の里』2 号を作成し、学生に配布して、学生たちの意欲を引き出した。また、この冊子は、入学実績のある高校にも送付し、学生の活動の成果を高校の先生方に紹介する資料として活用した。

8 月には、日本文化演習ゼミ学外研修(文学散歩)を実施した。10 月の大学祭(松蔭祭)では、国指定の無形文化財である郷土芸能 相模人形芝居の上演を松蔭ホールで行った。12 月には、厚木市の提携都市ニュージーランドのキングスハイスクールの高校生 15 人と先生 3 名が来学した。日本文化コミュニケーション学科と異文化コミュニケーション学科の学生達が、学生生活と日本の文化を紹介したり、ダンス部がキングスの高校生と「学園天国」の曲で一緒に踊ったり、折り紙をしたりして楽しく交流した。他にも正月の遊びの映像を見た後、百人一首のカルタ取りをした。副学長による大学紹介、学生の案内によるキャンパスツアーもあり、キングスの生徒さんから感謝の言葉を頂戴した。

平成 30(2018)年度の入試に向けて、秋学期入試の採用、インターネット出願、コンビニ

納付を採用し、一般入試ではその成果が顕著に表われ、その結果、平成 30(2018)年度入学者は、新入生 前年度比 183%+3 年次編入学生 2 名 の入学生を迎えることができた。

a. 日本文化コミュニケーション学科の学生募集に関する方針

カリキュラム・講義内容・教育環境等、本学科の教育の充実をはかり、学生の理解の過程・習熟度等に配慮して、到達目標に達するよう授業をていねいに進めた。こうすることで、学生の勉学に対する達成感や意欲を引き出すことができた。このことが本学科を魅力あるものにし、学生を集めることができる基盤となるものであることを学科の教員全員が共有し、実施している。

b. 学科パンフレットの作成

進路別履修コースを示した学科パンフレットを作成した。具体的な職業を意識して受験・入学ができるようにし、また卒業生の進路を掲載、アピールできるようにした。ここには、日本文化コミュニケーションの教員の紹介や、出張講義の講義題目例を入れて、高大連携への貢献を目指している。また、オープンキャンパス用「学科紹介パワーポイント」を作成した。・高校訪問やオープンキャンパスでの説明するために、各学科の特色を説明する 5 つのポイントを作成した。

c. 学科として、大学生生活全体に対する学生の満足度向上をはかるための活動をした。

新入生オリエンテーション（4月）では、上級生が新入生の時間割作成を手伝うなど、先輩・後輩のつながりができるように図り参加させた。入学後、不案内な新入生に在学生の先輩が支援することは、学生の縦の交流に繋がる良いチャンスとなっている。

オープンキャンパス用学科紹介パネル（写真掲示等）や学科企画パネルの作成にも学生を参加させることにより、1つの目標のために学生が協力して活動することを促して仲間意識がもてるようにし、大学生生活の充実・満足度向上をはかることを意図した。ここに教員も加わり、教員と学生の一体感が構築された。

d. 現段階で、学科誌『文藝 森の里』3号掲載の作品検討、募集中である。

学生の創作作品や意見文、実習報告書等を掲載した学科誌『文藝 森の里』3号の11月刊行を目指して、4月から作品の募集を始めた。各教員は、掲載作品を検討中である。この冊子を学生たちに配布して、意欲を引き出す。また、平成 30(2018)年度も入学実績のある高校に送付し、学生の学びの成果を高校の先生方に見てもらおう予定である。

また、今年、平成 30(2018)年 11 月には厚木市の主催で、無形文化財の「人形浄瑠璃」とジャズとがコラボする演目が上演予定である。ここには、毎年人形浄瑠璃を上演してきた本学科の卒業生、在学生、さらに留学生も加わった舞台を準備中であり、地域との交流とともに留学生の活躍の場も広がりつつある。

さらに、経済的基盤の弱い学生に向けて、平成 28(2016)年度に創設した給付型奨学金制度を一層拡充した。学生寮（愛名松蔭会館）を活用して、地方からの学生募集活動、留学生確保を強化する。

日本文化コミュニケーション学科の平成 30(2018)年度以降の具体的改善計画

カリキュラム・講義内容・教育環境等、本学科の教育の充実をはかり、学生の理解の過程・習熟度等に配慮して、到達目標に達するよう授業を丁寧に進める。旧カリキュラムは必修科目が多く、選択をする余地がすくなかったが、国語教職課程の履修者以外は、選択の幅が広がった。こうすることで、学生の勉学に対する達成感や意欲を引き出していくこと

になる。このことが本学科を魅力あるものにし、学生を集めることができる基盤となるものである。

また、学科パンフレットに進路別履修コースを示すことで、具体的な職業を意識して受験・入学ができるようにする。キャリアデザイン科目を必修科目として開設し、キャリアガイダンス等、就職支援体制をさらに強化し、卒業生の進路を一層アピールできるようにする。

さらに、スポーツ大会、プレゼンテーション大会等、授業以外の活動において、1つの目標のために学生が協力して活動することを促し友達作り、仲間意識をもたせ、大学生活の充実をはかることで、大学生活全体に対する学生の満足度を上げていく。

広告宣伝活動については、高校へ大学案内・学科案内を送付し、またオープンキャンパスの広告を掲載する。平成31(2019)年度は前年度の1.5倍の入学生の確保に向けて、以上のような計画を実行する。

⑤教職課程

ビジネスマネジメント学科の平成29(2017)年度受講生(平成30(2018)年3月卒業)4名のうち、教員免許状を取得した学生数計4名(男子2名、女子2名)となっている。教科はいずれも、高校・公民、中学・社会である。

平成30(2018)年5月1日現在の教職課程受講者は、以下のようになっている。

- ・4年生 8名〔社会(高校公民 中学社会)4名、国語(高校国語 中学国語)3名
英語(高校英語 中学英語)1名〕
- ・3年生 9名〔社会 3名、国語 2名、英語 4名〕
- ・2年生 9名〔社会 3名、国語 5名、英語 1名〕

本学では、5学科で教職課程が履修でき、教員免許が取得できる。実際に教員免許を取得し、教員になるかどうかは別として、この免許取得というメリットが、入学志願者にとって一つの魅力となっている。

3. 事務組織の定員充足改善に関する取組

①学生センター

学生寮(愛名松蔭会館)の運営を開始し、現在の入寮者数は35名である。入寮することによって、地方出身の学生や留学生の経済的負担の軽減につながっている。

②キャリアセンター

a. 1年次から4年次までの一貫したキャリア教育の実施

a-1.1年次は、「基礎ゼミⅠ」前学期に日本語リテラシー教育。後学期に論理トレーニングを行う。

a-2.2年次は、「基礎ゼミⅡ」前学期にコミュニケーション力の強化。後学期にキャリアガイダンスを行う。また、前学期授業科目の「キャリアデザイン基礎」が必修科目で、2年生全員が受講する。

a-3.後学期には、「キャリアデザイン研究」を選択科目として開講し、各自のキャリアデザ

インを作成する。また、性格・適正診断、レジリエンス診断を行い、各自の適性を見つける。

a-4. 3年次は、キャリアガイダンスを6月、10月、12月に行う。

a-5. 就活キャラバンとして、前学期専門ゼミの演習Ⅰの授業にキャリアコンサルタントの国家資格を持ったキャリアセンターの職員が出席し、キャリアセミナーを行う。後学期は、個人別相談会を演習Ⅰの授業の時間に実施する。

a-6. 7月に保護者懇談会、11月に就職内定報告会、12月に学内合同企業研究会が実施する。

b. 職種別のキャリアガイダンスの実施

b-1. (地方) 公務員・警察官・消防士等の公務員試験志望の学生に対しては、公務員ガイダンス、公務員対策講座を実施している。

b-2. また保育士関連職志望の学生には、保育士関連就職説明会を実施している。

[エビデンス]

【資料 2-1-15 平成 29 年度生 内定企業名等一覧表】

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

1. 入学者全体の推移

エビデンス「表 F-4」にあるとおり、現在の大学4学部合計の収容定員 2,400 名に対して、平成 30(2018)年 5 月 1 日の在籍学生総数は 766 名となっており、収容定員に対する在籍学生総数は、32%にとどまっている。経営文化学部、コミュニケーション文化学部、観光メディア文化学部、看護学部、4 学部それぞれの収容定員に対する在籍学生総数の割合には、違いがある。看護学部が 58%、経営文化学部が 31%、コミュニケーション文化学部が 26%、観光メディア文化学部が 21%となっている。このように、全体としても、また各部としても、遺憾ながら、収容定員を割り込む学生数となっている。

もちろん、総体的に見て、学生受け入れという視点から十分な数の学生数を確保したとは言いがたい。しかし本学の教育理念に基づく教育を実施するという観点からは、むしろ、少数の学生に対して、専任教員の数が多いため、極めて手厚い教育体制を整えることが可能になった。

2. 入学志願者と入学者の推移

しかしながら、2-1-②で述べたような、定員充足改善に向けた取り組みを実施していること、また入学志願者数、入学者数の推移を見ると、必ずしも悲観的な今後が待ち受けているわけではないことは確実である。実際に、データを見ると、着実に向上していることがはっきりする。

例えば、エビデンス表 2-1 にあるように、経営文化学部は、平成 29(2017)年度と平成 30(2018)年度を比較すると、学部全体の志願者数が 56 名から 69 名となり、実際の入学者数も 46 名から 51 名に増加している。これは単年度比較で言えば、志願者は 23%増加、入学者は 10%の増加となっている。これと同様の、前年比での単年度比較をすると、以下のようになる。

コミュニケーション文化学部は、志願者数が 85 名から 107 名となり、入学者数は 50 名から 71 名となる。それぞれ志願者は 26%の増加、入学者数は 21%の増加となっている。

観光メディア文化学部は志願者数が 40 名から 45 名となり、5 名の増加、11%の増である。また入学者数は 24 名から 29 名となっており、5 名の増加、20%増となっている。看護学部は、志願者数が、205 名から 191 名となったものの、入学者数は、65 名から 75 名の増加、15%の増加となっている。おおよそどの学部の志願者数と入学者数も着実な改善を見せていると言って良い。志願者では最大で 26%以上の向上、また入学者数も、最低でも 10%、最大では 21%の増加を果たしているのである。

入試の種類別に見ると、平成 29(2017)年度と 30(2018)年度の単年度比較では、大学全体の入試は、一般入試の志願者は、148 名から 170 名となり、15%の増加となっている。またセンター入試は、93 名から 107 名となり、15%の増加となった。AO 入試も 14 名から 24 名となり、71%増加、指定校推薦では、118 名から 84 名となり、29%減となった。しかし公募推薦入試では、10 名から 15 名の 50%増加となり、社会人・留学生・帰国生徒などの入試形態では、19 名から 32 名となり、実に 68%の増加となった。

入試の種類を学部別に見ると、一般入試の経営文化学部の志願者は、17 名から 24 名となっており、コミュニケーション文化学部は、19 名から 32 名、観光メディア文化学部は、9 名と変わらず、看護学部も、103 名から 105 名となっている。

同様にセンター入試の単年度比較では、経営文化学部の志願者は、8 名から 27 名となっており、コミュニケーション文化学部は、9 名から 19 名、観光メディア文化学部は、6 名から 10 名、看護学部は、75 名から 51 名になっている。

さらに AO 入試の単年度比較では、経営文化学部の志願者は、3 名から 7 名となっており、コミュニケーション文化学部は、9 名から 12 名、観光メディア文化学部は、2 名から 3 名となっている。

指定校推薦の単年度比較では、経営文化学部の志願者は、46 名から 44 名となっており、コミュニケーション文化学部は、38 名から 35 名、観光メディア文化学部は、17 名と変わらず、看護学部は、看護学部は、17 から 8 名となっている。

公募推薦入試の単年度比較では、経営文化学部の志願者は、3 名から 2 名となっており、コミュニケーション文化学部は、1 名から 0 名、観光メディア文化学部は、2 名から 1 名、看護学部は、看護学部は、9 から 17 名となっている。

また社会人・留学生などの入学者は、経営文化学部は、13 名から 21 名、コミュニケーション文化学部は、7 名から 9 名、観光メディア文化学部は、4 名から 2 名、看護学部は、1 名から 0 名となっている。

4 学部を通して見ると、必ずしもすべての学科・入試別で一律に向上しているわけではない。しかし、エビデンス表 2-1 にあるように、全体での志願者の数は、単年度比較で、407 名から 437 名と、30 名増えており、実際に入学者も、208 名から 228 名と、20 名の増加となっている。入学者は、単年度で 9.6%増加していることになる。つまり全体としての志願者の増加とともに、それが入学者の着実な増加につながっていると考えられる。

大学院経営管理研究科修士課程については、平成 18(2006)年度の開設以来、入学定員と入学者数とがほぼ同じように推移している。平成 26(2014)年度入学者 9 名（定員 10 名）、平成 27(2015)年度入学者 16 名（定員 10 名）、平成 28(2016)年度入学者 9 名（定員 10 名）であった。平成 29(2017)年度入学者 10 名（定員 10 名）、平成 30(2018)年度入学者 10 名（定員 10 名）であった。定員を上回る年度が僅かにあるものの、総体的には適正な学生

数を確保している。

以上のように、本学は、「入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持」へ向けて着実な歩みを続けている。

〔エビデンス〕

【資料 2-1-16 学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年）】

【資料 2-1-17 学部、学科別の在籍者数(過去 5 年間)】

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

1. 本学の定員充足状況を踏まえた提案

学生募集活動の創意工夫とその実施については、鋭意努力しており、とりわけコミュニケーション文化学部では入学者数が増加し、著しい改善の兆しがみられる。

全学として、今後は、まずは学外への広報・情報提供活動をより活発に行っていく。具体的には、指定校並びに入学実績重点校の訪問、日本語学校・編入学のための短期大学への訪問を強化する。また、カリキュラム編成に沿った学部・学科の特長点をさらに際立たせるように、必修科目などの見直しや絞り込みを強化する。それを、高校生を中心とした学外への広報活動の中心課題として計画実施する。さらに、留学生受入れのため、秋入学を実施し、また海外の高校、大学との提携を深め国外からも広く募集する。

看護学部は、平成 30(2018)年度に完成年度を迎え、完成年度までに、学生受入れに関する公正で妥当なシステムを作り上げる。県内外に競合校が多数新設されていることにより、今後も本学のアドミッション・ポリシーにそった学生確保の対策をより確実なものにし、推進する。

大学院では、入学者選抜に関するアドミッション・ポリシーが明確にされており、これに沿った入学試験は適切に運用され、定員は毎年確保されている。修士課程では、税理士資格のための免除科目の取得を目途とした受験希望者が増加傾向にあり、この中での大学院生の確保と入学選抜には特段の配慮を必要とする。

〔エビデンス〕

【資料 2-1-18 学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年）】

2. 定員充足改善に向けた将来計画・改善と向上の方策

平成 30(2018)年 5 月 17 日の教授会において、経営文化学部・ビジネスマネジメント学科の入学定員を 85 名から 72 名に削減することとなった。また同学部・経営法学科は、70 名から 48 名に削減することが議決された。これに従い、この 2 学科の収容定員は、ビジネスマネジメント学科が 344 名から 292 名となり、経営法学科は 284 名から 196 名となった。

平成 30(2018)年度入学に向けて策定していた 5 カ年計画「松蔭大学学生募集の入学者増員計画（資料）」を以下に示す。これは、上記の 2 学科の定員削減を反映させた表である。また、本学の今後のたゆまぬ努力の結果達成されるはずの入学定員の目標、また見込みである。

松蔭大学学生募集の入学増員計画（資料）

平成 30 年 5 月 9 日 教育開発センター

学 部	入学定員	3ヶ年 (27・28・ 29)入学 者平均	30年度 (計画)	30年度 (実績値：春 入試のみ)	31年度 (計画)	32年度 (計画)	33年度 (計画)	34年度 (計画)
経営文 化学部	203(31 年度より 168)	63	74	85	88	104	122	144
			37%	42%	52%	62%	73%	86%
コミュ ニケー ション文 化学部	192	46	54	71	64	76	89	105
			28%	37%	33%	39%	46%	55%
観光メ ディア文 化学部	96	20	24	29	28	33	39	46
			25%	30%	29%	34%	40%	48%
3学部小 計	491	140	152	185	180	212	250	295
			31%	38%	37%	43%	51%	60%
看護学 部	100	61	72	75	85	100	100	100
			72%	84%	85%	100%	100%	100%
合計	591(31年 度より 556)	201	224	269	265	312	350	395
			34%	38%	46%	48%	56%	63%

27・28・29年度入学者の平均を各学部18%ずつ増加させていった場合の試算。30年度は春入試のみの実績でも、既に平成31年度を超える実績を達成しているため、33年度に前倒して、入学定員の7割充足が可能である。

これは、平成30(2018)年度から入学増員計画を立てていた際の表である。平成27年度・28年度・29年度入学者の平均数を、毎年各学部18%ずつ増加させていった場合の試算である。グレーの網かけの30(2018)年度値は、秋学期入学者を除く春学期入試のみの実績値である。すでに今年度で入学定員に対する入学者の充足率は、269名の46%となっている。平成31(2019)年度には、265名で48%となり、32(2020)年度で312名の56%となる。33(2021)年度で350名の63%となり、34(2022)年度には395名の71%となる。これは、本学が着実に定員充足率改善に取り組む限り、決して困難な目標、課題ではない。

なお、平成30(2018)年4月2日、「松蔭大学中期5ヶ年計画による抜本的重点政策」が策定された。特に、定員充足のための広報・募集の改革については、①留学生募集方法の改善とサポート体制の確立、(2019年中)、②地方入試の強化(達成2022年中)、③高校訪問活動の実施及び、積極的な高校の開拓(達成2020年中)の柱が示され、達成年が示されている。これに基づき、今後各委員会等において具体的な施策の検討が行われ実施さ

れることとなる。

これが我々松蔭大学の収容定員充足率改善の5カ年計画である。そして、この計画に基づいて、以下のような計画に基づく全学的な取組で、定員充足率の改善に取り組んでいく。

I. 募集・広報の組織再編と体制強化

これまで学生募集活動を担っていた「学生募集委員会」と広報活動を担っていた「広報委員会」を再編一本化し、平成30(2018)年4月より広報・募集に関する重要事項を審議することを目的とした「募集・広報委員会」を設置した。

委員会は、喫緊の課題である学生募集等に関する課題に対して教職員一人一人が当事者意識をもち、大学運営に参画することを目的に、全教職員を委員として位置づけた。実際の運営及び施策立案、実行は、広報部長、広報・学生募集課長、校友課長、その他学長が指名するものから構成される幹事委員会が担当する。このように、組織の再編と指揮命令機能の体制を整えた。

さらに、検討に当たっては、委員会内にオープンキャンパスWG、高校訪問WG、保護者・進路WG、広報誌WG、学生指導WG、情報分析WGを設置し、機動力ある組織とした。

また、コンサルタントによる本学の入学実態等の客観的な分析を受け、定員充足のための方策として、①入学実績に応じた高校訪問活動の実施、②高校生のニーズに基づくオープンキャンパスの実施、③HPなどの広報媒体の効果的な展開の実施の視点から施策を決定した。

II. 高校訪問の再構築

現在、エビデンス集・(資料・補足編)「入学実績のある神奈川、東京エリアの高等学校」の地図分布でも明らかのように、松蔭大学の入学実績校の80.1%(323校/403校)が、神奈川・東京・静岡県から入学していることが、はっきりしている。そこで、これまで一律に行っていた高校訪問から、神奈川・東京・静岡・甲信越(エリアにより訪問回数は要検討)を重点地域として設定し、ターゲット高の焦点化を図ることにより効果的な高校訪問活動を行う。

■グループA群の高校

過去2年間連続で入学実績のある学校(継続的入学の確保)

対応策: 入学者の現状(授業態度・学業状況・就職実績など)など高校が知りたい情報について提供することにより信頼関係の構築し、継続した入学生の確保を行う。

■グループB群の高校

過去4年間で入学実績のある学校(関係性の再構築と深化)

対応策: 入学者の現状(授業態度・学業状況・就職実績など)など高校が知りたい情報を提供することにより、競合校との違いを鮮明に打ち出し、関係性の再構築と深化を図る。

■グループC群の高校

競合校で本学に入学していない高校、オープンキャンパスに参加したが入学には至っていない高校(競合校からの新規獲得)

対応先: 学校に必要な情報(入学後のサポート、奨学金、進路、資格など)他大学との違

いを鮮明にし、高校生のオープンキャンパスへの誘導を行うことにより、受験につなげる。

III. オープンキャンパスの再構築

昨年度〔平成 29(2017)年度〕のオープンキャンパス参加高校生のアンケート及び他大学のオープンキャンパスの分析を行い、高校生のニーズに応じるために、全体的な集合は、学生のプレゼンテーションによる学校紹介のみとし、他の時間帯はそれぞれの学部学科が主体を持って運営する内容を設定した。参加した高校からは、好評であった。さらに、参加者のアンケートをもとに、今後参加者主体のオープンキャンパスへ転換を図って行く。さらに、参加者の意識、競合校のオープンキャンパス等の情報を分析し、より効果的な充実した内容を展開することにより、受験者を増加させる。

IV. 広報活動の強化

オープンキャンパスに誘導するためには、高校訪問に加えHPでの周知、DM、SNS等による広報活動が重要である。

①HPの充実

新着情報の発信、各学部学科の情報提供、オープンキャンパスの情報発信

②スタディーアプリの活用

a. オープンキャンパスの紹介

各学校のオープンキャンパス画面で、雰囲気写真をスライドショー表示し、興味喚起を促す。「イベント優先表示枠」1×1年間の対象となり、常に上位に表示されることにより、高校生への認知度を高める。

b. 在校生のキャンパスライフレポート

学生の学校生活スタイルを発信することにより、入学後のイメージを持つことが可能となる。さらに、各学部学科の情報の掲載することにより興味関心を喚起する。

③メール特急便

はがきによる送付（重点学部の特化した情報提供）

④リーフダイレクトメール便

大学の広報パンフレットの送付

V. 大学説明会の開催

平成 30(2018)年度より高校進路指導主事を対象とした説明会を開催した。

目的：高校の進路担当教諭に松蔭大学の存在を知ると共に教育について周知する。

日時：平成 30(2018)年 5 月 25 日（金）14：00～16：40

場所：レンブラントホテル厚木（アンシャンテ、三峰）

参加校：12校

VI. 進路相談会

本年度も昨年度同様、学外における進路相談会を実施する。

以上、冒頭に述べたように「松蔭大学中期5ヶ年計画による抜本的重点政策」に基づき、I. から VI. までの活動を中心として、広報・募集を展開する。

〔エビデンス〕

【資料 2-1-19 定例教授会議事録要旨（平成 30 年 5 月 17 日）・収容定員変更】

【資料 2-1-20 松蔭大学学生募集の入学増員計画資料】

【資料 2-1-21 大学中期5ヶ年計画による抜本的重点政策】

【資料 2-1-22 入学実績のある神奈川、東京エリアの高等学校の分布状況】

基準 3. 経営・管理と財務

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

評価結果： 評価基準 3-3 を満たしていない。

指摘事項

学内規則において、校務に関する学長の最終決定権、学長と教授会の関係性及び役割、学長が教授会に意見を聞くべき教育研究に関する重要事項などが定められておらず、学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に対応した学内規則の整備が進められていないため、大学の意思決定に係る権限と責任の明確性及び機能性が担保されているとは言えない。

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3- ① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

基準 3-3-①

【改善を要する点】

(1) 校務に関する最終的な決定権が学長にあることが学内規則に定められていないので、改善を要する。

〔本学の対応〕

本学においては、以下の通り学長の大学の意思決定に係わる権限と責任は、学内においては明確であり、十分に機能しているが、これらの事項が、学内規則の中に的確に表現されていなかった箇所もあるので、法令の定めに従って表記を改めた。

〔本学の対応〕

①学長の権限について

校務に関する学長の最終決定権が学長にあることについては下記による。

本学園「就業規則」第 81 条（職制・大学）第 1 項に、「学長は、学園長の命を受けて、大学の校務を統轄する。」とある。

また、大学「学則」第 9 章職員の組織、**第 45 条の 1 号**に、「学長は、校務を掌り、所属職員を統轄する。」と明記しているので、校務に関する学長の最終決定権を担保している [松蔭大学学則 8 頁]。

「学校教育法」第 92 条第 3 項 「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」に合わせて本学「学則」第 45 条の 1 項の「統轄」を【統督】に改めた。

② 学長と教授会の関係性及び役割、学長が教授会に意見を聞くべき教育研究に関する重要事項などが定められてないことについては、学長が定める教学に関する重要事項を決定するに当たり、[松蔭大学教授会規則 49 頁]には、教授会の意見を聞いて学長が定めることになっている。[松蔭大学教授会規則第 3 条・49 頁]

【改善を要する点】

- (2) 学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与並びに学長が定める教学に関する重要事項の決定を行うに当たり、教授会は学長に意見を述べる関係にあることが学内規則に定められていないので、改善を要する。

【本学の対応】

「学校教育法」第 93 条で、「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」とあり、「教授会規則」を改正した。[松蔭大学教授会規則第 3 条・49 頁]

なお、卒業等の認定について、「学校教育法」第 93 条の 2 に「学位の授与」とあるので、教授会規則第 3 条に追加し、改正した。

【改善を要する点】

- (3) 教授会に意見を聞くことが必要な教学に関する重要事項について、学長によって適切に定め、周知されていないので、改善を要する。

【本学の対応】

「学校教育法」第 93 条で、「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」とあり、「教授会規則」を改正した。[松蔭大学教授会規則第 3 条・49 頁]

【改善を要する点】

- (4) 学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きについて、学長によって適切に定められていないので、改善を要する。

【本学の対応】

学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きについて、「学生委員会規則」第 2 条（所掌事項）第七号に「学生の表彰及び懲戒に関する事項」とあり、学生委員会で審議している。その重要事項は、学生委員会が教授会に建議し、学長は「教授会規則」3 条の「六 学生の賞罰に関する事項」により教授会の意見を聞いて、学長が決定している。

学則第8章の賞罰（懲戒）の第42条に、「学則に違反し、又は本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。」とあり、懲戒の種類は第2項に、

- 一 戒告
- 二 停学
- 三 退学

と定めている。

上記「戒告」については、「学校教育法施行規則」第26条により、「訓告」に改めた。

〔松蔭大学 学則第42条・7頁〕

i 学長室議会

学長室議会は、戦略的な大学運営の重要事項に関して、統括的な観点から企画し、総合調整及び推進を図るとともに、学生が円滑な大学運営を遂行できるよう補佐することを目的とする。

1. 学長が命ずる重点戦略課題の企画、調整及び推進に関する重要事項
2. 円滑な大学運営遂行のための学長の補佐に関する事項
3. その他学長室の目的を達成するために必要な事項

評議会は、原則として毎月1回、開催されている。学長、副学長、2学長補佐、4学部長、事務局長がその構成員である。

ii 評議会

評議会は、「松蔭大学評議会規則」に基づき、「学長の指示により、本学の教育・研究全般に関する重要事項」をはじめとする以下の7つの事項を審議している。

1. 学生の入学、退学、休学、転学、卒業等の認定に関する重要事項
2. 入学者選考の基本方針に関する事項
3. 学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項
4. 学内諸機関相互間の連絡調整に関する事項
5. 理事会より諮問された事項
6. 個人情報保護に関する事項
7. その他本学全般の学事に関する重要事項

評議会は、原則として毎月1回、教授会開催前に、教授会審議事項を中心とした議題で開催されている。各学部の学部長、学科長、大学院研究科長がその構成員であるため、全学的な重要事項は、すべてこの機関において審議される。

iii 教授会

教授会は、「松蔭大学教授会規則」に基づき、「学長、副学長及び教授」で組織されている。原則として毎月1回、定例開催され、「教育課程の編成に関する事項」をはじめ、以下の7つの事項を審議している。

1. 学生の入学、退学、休学、転学、卒業の認定に関する事項

2. 学位の授与に関する事項
 3. 教育課程の編成に関する事項
 4. 学生の授業及び試験に関する事項
 5. 学生の厚生補導に関する事項
 6. 学生の賞罰に関する事項
 7. 前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聞くことが必要な者として学長が定める事項
- 本学の教授会は、学長が招集し、その議長となるという構成のため、学部ごとの開催ではなく、文系3部合同（看護学部を除く）で開催されている。

iv 学部会議

学部会議は、教授会終了後の同日に開催され、平成28(2016)年度より特任教授を含めた全教員（教授・准教授・専任講師）が参加している。この会議は、文系3学部合同の教授会での審議内容を各学部におろし、学部長が主宰し、全学的決定事項を徹底すると共に、更なる検討を加えるためのものである。また、学部独自の検討課題についてもそれぞれの所属教員が教育と研究を課題として議論検討を重ね成果をあげている。

v 学科会議

学科会議は、学科において検討すべき教育方針、教育内容、カリキュラムの検討、学生確保の手段・方法などを検討すべく学科長が招集して不定期に開催される。学科会議の結果は、学科長から学部長に報告される。

vi 各種委員会

本学に設置される各種委員会は、【資料 F-3】別冊 規則集「松蔭大学 運営組織図」P48で記述したとおりであるが、それらは定期的に、また緊急の問題があるときには臨時に適宜に開催される。各委員会には各学部から選出された教員が委員として所属し、委員会ごとに分掌された業務にしたがい、政策策定について審議を行っている。

3-3- ② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

本学園の就業規則の第3条（サービスの心得）には「職員は、職制により定められた上長の指示に従い、（中略）誠実にその職務を遂行しなければならない。」とあり、学長の権限に属する教育研究に関わる事項は、学長室会議で立案し、評議会に諮り、その結果に基づき教授会で審議し、学長により決定される。したがって本学の教育研究に関わる審議は、教授会で行われる。教授会は、学長の統括の下で機能している。さらに各種委員会における審議内容は、最終的に教授会で審議された事項については、学長の意思決定に委ねられる。

学長の役割は、「松蔭大学学則」第45条1号に「学長は校務を掌り、所属職員を統督する」と明確に規定している。現在、学長は理事長も兼務しており、理事会を主宰し、学園経営の責任者であると共に大学運営を掌っている。大学の運営方針は、理事長主宰の評議員会でなされ、理事会審議・決定事項は評議員会で報告される。また、学長は理事会より諮問された事項を大学評議会に諮り、理事会においてその審議結果を報告する。

大学の意思決定後は、学長より教学関係は4学部長、研究科長に、管理運営は事務局長

に適切に指示がなされ、具体的業務執行を実施している。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

平成 24(2012)年度には学長のリーダーシップの下、3ヶ年の「中・長期戦略会議」の検討結果をまとめ、学内に公表すると共に実施した。

意思決定機関そのものは、現状の制度で多くの問題はない。問題はそれが有機的、効果的に機能しているか否かである。この改善策として以下の検討・整備を行っている。

その整備をすすめる中心として、学長・副学長・2 学長補佐・4 学部長・事務局長で構成された学長室会議を平成 28(2016)年 4 月より組織して機能している。

学長の指示のもと、本学の今後の基本的戦略については、学長室会議で立案し、評議会を中心にさらに検討し、戦略と戦術を策定する。

専任教員数に比して、委員会数 25 は多すぎると判断されるので、委員会の活動を点検・評価し、18 の委員会に整理・統合（【資料 F-3】別冊 規則集 松蔭大学 教授会規則 P49・参照）をした。

各種委員会活動については毎年目標を設定し、評価して PDCA サイクルによるチェックを行っている。さらに効果的な委員会活動が行えるように、教育開発センターで計画と実施報告をまとめ、学長室会議で進捗状況を確認している。

平成 25(2013)年 4 月に設置した教育開発センターによって、大学の新たな教育開発について検討を行っている。大学の建学の精神に照らし、各学部学科の教育研究活動や、社会のニーズとの比較検証を行い、教育開発センターを中心に将来展望を策定し、学長室会議を経て学長の承認のもと実行されている。教育開発センターの機能を今後はさらに充実・強化していく。

〔エビデンス集〕（資料編）

【資料 3-3-1 別冊 規則集 松蔭大学「学則」】

【資料 3-3-2 別冊 規則集 松蔭大学「教授会規則」】

【資料 3-3-3 別冊 規則集 松蔭大学「事務組織及び事務分掌規則」】

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織(学部等)	
【表 F-6】	全学の教員組織(大学院等)	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移(過去 5 年間)	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数(過去 5 年間)	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳(過去 3 年間)	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移(過去 3 年間)	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	

エビデンス集（資料編）一覧 基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名および該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人松蔭学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	別冊
	松蔭大学 SHOIN UNIVERSITY GUIDEBOOK	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	松蔭大学学則 松蔭大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	別冊
	平成31年度(2019年度)入学試験要項(文系学部・看護学部)・松蔭大学	
【資料 F-5】	学生便覧 履修要項	別冊
	学生生活の手引き(文系学部)、学生生活ガイド(看護学部)	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人松蔭学園 平成 30 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	資料 F-2
	学校法人 松蔭学園 平成 29 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	松蔭大学 SHOIN UNIVERSALLY GUIDEBOOK P74・P77・P78	

松蔭大学

【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧(規定集目次など)	別冊
	松蔭大学 規則集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開催状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料	
	学校法人松蔭学園 理事、監事、評議員の名簿、評議委員会開催状況	
【資料 F-11】	自己点検評価書(再評価)の作成に関わる担当者一覧	
	松蔭大学 自己点検評価書(再評価)作成における体制一覧	

エビデンス集(資料・補足編)

①	HP 掲載のアドミッション・ポリシー	
②	入試委員会議事録・(秋学期入試日程等)	
③	HP 新規項目の追加	
④	平成 29 年度 高校訪問(文系3学部・子ども学科・看護学部・職員)	
⑤	出張講義・出前講座	
⑥	平成 30 年度募集 オープンキャンパス参加状況・チラシ	
⑦	平成 30 年度募集 進学相談会	
⑧	2018 松蔭大学説明会出席者・タイムスケジュール	
⑨	保育士養成奨励制度(神奈川県・横浜市・川崎市・厚木市・東京都)	
⑩	学生相談室 平成 29 年度「欠席の多い学生」「退学予定者」の対策についての報告	
⑪	平成 29 年度生 内定先企業名等一覧表	
⑫	定例教授会議事要旨(平成 30 年 5 月 17 日)・収容定員変更 松蔭大学の学則の変更部分の新旧比較対照表	
⑬	松蔭大学学生募集の入学者増員計画資料	
⑭	大学中期5ヶ年計画による抜本的重点政策	
⑮	入学実績のある神奈川、東京エリアの高等学校の分布状況	
⑯	平成 29 年度入学試験作問・担当者一覧	
⑰	看護学部入試委員会 過去4年間の入学・在籍・留年・退学者数 (平成30年4月1日現在)	

松蔭大学

基準2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名および該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
資料 2-1-1	松蔭大学学則 松蔭大学大学院学則	資料 F-3
資料 2-1-2	HP 掲載アドミッション・ポリシー	資料・補足編①
資料 2-1-3	松蔭大学学則 松蔭大学大学院学則	資料 F-3
資料 2-1-4	入試委員会議事録・(秋学期日程)	資料・補足編②
資料 2-1-5	平成 31 年度(2019 年度)入学試験要項(文系学部・看護学部) 松蔭大学	資料 F-4
資料 2-1-6	HP 新規項目の追加	資料・補足編③
資料 2-1-7	平成 29 年度 高校訪問(文系3学部・子ども学科・看護学部・職員)	資料・補足編④
資料 2-1-8	出張講義・出前授業	資料・補足編⑤
資料 2-1-9	平成 30 年度募集 オープンキャンパス参加状況・チラシ	資料・補足編⑥
資料 2-1-10	平成 30 年度募集 進学相談会	資料・補足編⑦
資料 2-1-11	2018 松蔭大学説明会出席者・タイムスケジュール	資料・補足編⑧
資料 2-1-12	保育士養成奨励制度(神奈川県・横浜市・川崎市・厚木市・東京都)	資料・補足編⑨
資料 2-1-13	松蔭大学 SHOIN UNIVERSITY GUIDEBOOK	資料 F-2
資料 2-1-14	学生相談室 平成 29 年度「欠席の多い学生」「退学予定者」の 対策についての報告	資料・補足編⑩
資料 2-1-15	平成 29 年度生 内定企業名等一覧表	資料・補足編⑪
資料 2-1-16	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移(過去 5 年)	表 2-1
資料 2-1-17	学部、学科別の在籍者数(過去 5 年間)	表 2-2
資料 2-1-18	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移(過去 5 年)	表 2-1
資料 2-1-19	定例教授会議事録要旨(平成 30 年 5 月 17 日)・収容定員変更	資料・補足編⑫
資料 2-1-20	松蔭大学学生募集の入学者増員計画資料	資料・補足編⑬
資料 2-1-21	大学中期5ヶ年計画による抜本的重点政策	資料・補足編⑭
資料 2-1-22	入学実績のある神奈川、東京エリアの高等学校の分布状況	資料・補足編⑮

基準3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名および該当ページ	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
資料 3-3-1	別冊 規則集 松蔭大学「学則」	資料 F-3
資料 3-3-2	別冊 規則集 松蔭大学「教授会規則」	資料 F-8
資料 3-3-3	別冊 規則集 松蔭大学「事務組織及び事務分掌規則」	資料 F-8

